

医療費のお知らせについて

川西市国保では、年6回「医療費のお知らせ」を送付しています。
各月の送付時期はおおむね下記のとおりです。

1月、2月診療分・・・7月 3月、4月診療分・・・9月 5月、6月診療分・・・11月
7月、8月診療分・・・翌年1月 9月、10月診療分・・・翌年2月
11月、12月診療分・・・翌年5月

- ※1 「医療費のお知らせ」は医療機関から診療報酬等の請求があり、支払いが確定したものについて作成しているため、医療機関からの請求が遅れている場合や国保連合会での審査に通常より時間を要している場合などは記載が遅れることがあります。
- ※2 医療費控除の対象となる支出で、このお知らせに記載されていないものおよび、申告時期に間に合わない診療月分等については、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。
- ※3 「患者負担額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「患者負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。その場合には、「患者負担額」欄に記載の額から公費負担の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。
- ※4 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。